

平成28年（措）第8号

排除措置命令書

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通株式会社

同代表者 代表取締役 田 中 達 也

横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

同代表者 代表取締役 石 田 甲

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 富士通株式会社（以下「富士通」という。）及び大井電気株式会社（以下「大井電気」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 電力保安通信用機器のうち、東京電力が、富士通、大井電気及び日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）の3社（以下「3社」という。）又はそのうち2社のみを選定して（別紙3記載の販売特約店を選定する場合を含む。），競争見積等の方法により発注する機器（据付工事、除却工事等が併せて発注される場合には当該工事等を含む。以下「特定電力保安通信用機器」という。）について、3社が、遅くとも平成23年4月1日以降共同して行っていた、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京電力又は東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東京電力パワーグリッド」という。)が発注する電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 富士通及び大井電気は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、東京電力及び東京電力パワーグリッドに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 富士通及び大井電気は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京電力又は東京電力パワーグリッドが発注する電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定してはならない。
- 4 富士通及び大井電気は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

- ア 富士通は、肩書地に本店を置き、電力保安通信用機器を自社の子会社等に委託して製造させ販売していた。
- イ 大井電気は、肩書地に本店を置き、電力保安通信用機器を自ら製造し販売していた。
- ウ 名宛人以外の日本電気は、東京都港区芝五丁目7番1号に本店を置き、電力保安通信用機器を自ら製造し又は自社の子会社等に委託して製造させ販売していた。

##### (2) 発注方法等

- ア 電力保安通信に用いられる機器のうち、別紙1記載の機器は、施設間相

互の無線・有線による通信ネットワーク並びに電力系統の保護及び電力設備の監視制御のシステムを機能させるために一体となって稼動する機器であり、東京電力は、新規に設置するもの及び既に設置している機器と入れ替えるものを後記ウの方法により発注していた。その際、据付工事、除却工事等を伴う場合には、当該工事等を含めて機器として発注していた。また、複数の種類の機器を併せて1物件として発注することがあった。

イ 東京電力は、別紙1記載の機器の発注に当たり、あらかじめ機器の仕様を指定し、当該仕様に適合するものの製造が可能な技術力を有するメーカーを競争見積等の対象者に選定しており、平成23年4月1日から平成26年12月1日までの間に発注した物件では、ほとんど全てについて3社又はそのうち2社のみを、その他について3社のうち2社に加えて3社以外の1社又は2社を、それぞれ選定（別紙3記載の販売特約店を選定する場合を含む。）していた。

ウ 東京電力は、別紙1記載の機器について、次の方法により競争見積等の対象者のいずれかを発注予定先とし、その者が提示した見積価格及び実績単価から算定した査定用の価格に基づき価格交渉を行った上で、その者に当該機器を発注していた。そのうち、次の(イ)及び(ウ)にあっては、通常、価格交渉に先立ち、発注予定先に「特名見積」（1社に見積りを依頼する方法をいう。）により見積価格を提示させていた。

(ア) 競争見積にあっては、複数の者を選定して見積りを依頼し、最も低い見積価格を提示した「第1順位見積者」（順位配分物件にあっては「第1順位見積者」及び「第2順位見積者」）を発注予定先とする。

(イ) コストダウン率競争にあっては、複数の者を選定して、複数の物件の発注計画を開示した上で受注を希望する物件及びそのコストダウン率の提示を募り、物件ごとに最も高いコストダウン率を提示した者（コストダウン率が近似する複数の者がいる物件にあっては前記(ア)を経て「第1順位見積者」になった者）を発注予定先とする。

(ウ) 総合評価にあっては、複数の者を選定して技術提案及び価格提案を依頼し、それらの内容を総合的に評価し、評価の最も高い案を提示した「総合評価第1位」（順位配分物件にあっては「総合評価第1位」及び「総合評価第2位」）を発注予定先とする。

エ 東京電力が競争見積等を実施するに当たり、富士通及び日本電気は自ら

又は別紙3記載の販売特約店を通じて引き合いを受け、大井電気は自ら引き合いを受けていた。別紙3記載の販売特約店は、それぞれ、富士通又は日本電気から、物件ごとに東京電力に提示する見積価格等の指示を受け、当該指示に従っていた。

オ 東京電力は、平成28年4月1日、自社の子会社である東京電力送配電事業分割準備株式会社（同日に東京電力パワーグリッド株式会社に商号変更）に対し、吸収分割により、電力保安信用機器（発電所に係るもの除外。）の発注を含む一般送配電事業を承継させた。

## 2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも平成23年4月1日以降、特定電力保安信用機器について、納入価格の低落防止を図るため

(1)ア 納入予定メーカーを決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるよう協力する

旨の合意の下に、東京電力から引き合いを受けた者（別紙3記載の販売特約店を通じて引き合いを受けた場合を含む。）の間で

(2)ア 機器の種類ごとに、次のいずれかの方法により納入予定メーカーを決定する

(ア) 納入実績が均等になるように、過去の納入物件の見積価格を積み上げた金額が最も低い者を納入予定メーカーとする

(イ) 納入場所が富士通と日本電気がそれぞれ優先的に納入することができる「エリア」として分け合った東京電力の支店又は電力所の事業区域のいずれに属するか、又は引き合いを受けた時点で納入場所に設置されている入替え対象機器を過去に納入した「既設メーカー」が富士通又は日本電気のいずれであるかにより、納入予定メーカーを決定する

(ウ) 前記(ア)又は(イ)によることができない場合は、各社の事情を考慮の上協議する

イ 前記1(2)ウの発注方法に応じて、見積価格等を次のように設定し、東京電力に、自ら提示する又は別紙3記載の販売特約店に指示して提示させる

(ア) 競争見積にあっては、納入予定メーカーが提示する見積価格が最も低い額になるようにする

(イ) コストダウン率競争にあっては、納入予定メーカーが希望を提示する

物件について、納入予定メーカー以外の者は希望を提示しない(ただし、納入予定メーカー以外の者も希望を提示する必要がある場合には、希望を提示した上で、納入予定メーカーが提示するコストダウン率が最も高い率になるようにする。)

(ウ) 総合評価にあっては、納入予定メーカーが提示する技術提案及び価格提案が最も高い評価になるようにする

などにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

### 3 実施状況

3社は、前記2により、別紙1記載の機器の大部分を納入していた。

### 4 前記2の行為の取りやめ

平成26年11月、他の事件について、公正取引委員会が富士通及び日本電気らの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、同年12月2日以降、前記2の合意に基づき納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにする行為は取りやめられている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、特定電力保安信用機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにすることにより、公共の利益に反して、別紙1記載の機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、富士通及び大井電気については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、富士通及び大井電気に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成28年7月12日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行

委 員 小 田 切 宏 之

委 員 幕 田 英 雄

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

## 別紙 1

東京電力が、電力を安全に、安定かつ効率的に供給するために発電所、変電所等の施設間を結ぶ自営通信網を構成する一連の電力保安通信用機器として競争見積等の方法により発注する次の機器（据付工事、除却工事等が併せて発注される場合には当該工事等を含む。）

150M光複合型多重端局装置、6M多重光端局装置、基幹系デジタル専用線光伝送装置、150M回線用超長距離アンプ装置、波長分割多重装置短距離タイプ（C W D M）、波長分割多重装置長距離タイプ（D W D M）、6.5GHz帯4PSK方式デジタル多重無線装置（狭帯域）、6.5GHz帯16QAM方式デジタル多重無線装置（狭帯域）、6.5GHz帯128QAM方式デジタル多重無線機（狭帯域）、7.5GHz帯4PSK方式デジタル多重無線装置（狭帯域）、12GHz帯4PSK方式デジタル多重無線装置（狭帯域）、12GHz帯16QAM方式デジタル多重無線装置（狭帯域）、複合型多重端局装置、1.5M光対応6M多重変換装置（T Y P E 2）、キャリア信号変換装置、6M多重変換装置、網同期装置、イーサネットコンバータ、保安電話用交換機、新給電情報伝送装置、お客さま情報伝送用携帯電話連携装置、154kV／66kV D D C R システム用情報伝送装置、都心系統安定化リレーシステム用情報伝送装置、各端判定方式超高压系統D D C R システム用情報伝送装置、イーサネット型O L R 情報伝送装置（検出端）、イーサネット型O L R 情報伝送装置（受信端）、H D L C 型サイクリック給電情報伝送装置、イーサネット型給電情報サイクリック伝送装置（大容量タイプ）、イーサネット型給電情報サイクリック伝送装置（編集タイプ）及び音声用I S D N 搬送延長装置

別紙2

番号	用語	定義
1	電力保安通信用機器	電力を安全に、安定かつ効率的に供給するために発電所、変電所等の施設間を結ぶ東京電力の自営通信網を構成する一連の機器
2	東京電力	東京電力ホールディングス株式会社（平成28年4月1日に東京電力株式会社から商号変更）
3	競争見積等	競争見積、コストダウン率競争又は総合評価
4	納入予定メーカー	発注物件を自ら受注し、又は別紙3記載の販売特約店に受注させ、もって自ら製造した、又は自社の子会社等に委託して製造させた機器を納入すべき者
5	実績単価	同種の物件で過去に契約した際の単価
6	順位配分物件	競争見積又は総合評価において、「第1順位見積者」又は「総合評価第1位」に加え、それに次ぐ「第2順位見積者」又は「総合評価第2位」にも機器を配分して発注する物件
7	コストダウン率	実績単価を用いて算出した価格から減額可能な程度を百分率で示すもの

別紙3

富士通の販売特約店

商 号	本店の所在地
扶桑電通株式会社	東京都中央区築地五丁目4番18号

日本電気の販売特約店

商 号	本店の所在地
株式会社中松商会	東京都千代田区内神田二丁目16番9号